

平成31年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成31年3月22日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第9号 本巢市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第4 議案第10号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第5 議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 本巢市非常勤職員の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 本巢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第16号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 平成31年度本巢市一般会計予算について
- 日程第12 議案第31号 平成31年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第32号 平成31年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第33号 平成31年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第34号 平成31年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第35号 平成31年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第17 議案第36号 平成31年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第18 報告第2号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の傾きによる事故に係る損害賠償）
- 日程第19 報告第3号 専決処分の報告について（本巢幼稚園内での事故に係る損害賠償）
- 日程第20 発議第1号 企業用地造成事業の推進に関する決議

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	白井悦子

11番 道下和茂
13番 若原敏郎
15番 上谷政明

12番 村瀬明義
14番 瀬川治男
16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	大久保守康		

開議の宣告

○議長（鐔本規之君）

それでは、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鐔本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 堀部好秀君と9番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（鐔本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、予算決算委員会の報告を瀬川委員長に求めます。

瀬川委員長。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

それでは、報告させていただきます。

去る2月27日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第30号から議案第36号までの平成31年度予算7件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開き、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して各分科会に付託議案を割り振りして審査をすることにいたしました。

その後、分科会は3月11日に総務企画分科会、12日に文教福祉分科会、13日に産業建設分科会を開催して審査を行い、18日午前9時より3階全員協議会室において、藤原市長、早川副市長、教育長のほか関係職員の出席を求め、各分科会長からの審査経過の報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

次に、総務企画委員会の報告を大西委員長に求めます。

委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、総務企画委員会から報告をいたします。

3月11日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長及び所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件5件についての審査を行いました。

会議では、総務関係の付託案件である議案第9号 本巣市犯罪被害者等支援条例について、議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、企画部関係の付託案件である議案第12号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第13号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

次に、産業建設委員会の報告を村瀬委員長に求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

3月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長及び所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件3件について審査を行いました。

会議では、最初に産業建設部関係の付託案件である議案第10号 本巣市工場立地法に基づく準則を定める条例についてと議案第15号 本巣市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行った後、続いて上下水道部関係の付託案件である議案第16号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第9号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第3、議案第9号を議題といたします。

議案第9号については、総務企画委員会に付託してありましたので、大西委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、報告をいたします。

議案第9号 本巣市犯罪被害者等支援条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、執行部からの補足説明はなく質疑を行いました。

委員から、1つ、岐阜犯罪被害者支援センターは関係機関等という解釈でよいのかとの質疑に対し、執行部からは、第2条第6号で関係機関等の定義がされている。岐阜犯罪者支援センターはこの関係機関等に含まれるとの答弁がありました。

1つ、第9条に支援を担う人材を育成するとあるが、誰を育成するのかとの質疑に対し、執行部からは、市の総合窓口で相談を受け付ける者についての人材を育成していきたいとの答弁がありました。

1つ、犯罪被害者の個人情報漏えいについては、慎重に行ってほしいと思うがとの質疑に対し、執行部からは、守秘義務があるので個人情報保護条例に従って適正に処理したいとの答弁がありました。

1つ、犯罪被害者ということを認定するのか、支援をするのか、また支援の期間についての考えはどの質疑に対し、執行部から、犯罪被害者の認定については警察に相談をして、そうであれば支援者という扱いをしていきたい。期間については、二次的被害が来ると思われるので、その間については支援をしていきたいとの答弁がありました。

1つ、支援をしていく市の窓口担当者は、人事異動で異動していくと思われるが、どのように支援をしていくのかとの質疑に対し、執行部から、窓口は総務課に置くが、内容は福祉などいろいろな話が出てくるので、全庁的に対応することになる。所管の職員が対応できるよう知識を深めていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

1つ、支援の対象となるのは被害者とその家族だけなのか、加害者の家族は対象とならないのか、また広域的に行うべきと思うがいかがとの質疑に対し、執行部から、本条例は被害者側の支援をしていくことで定めている。また、広域的に行う点については、現在市長会のほうで全県的に統一した支援ができるように進めていくとの答弁がありました。

1つ、条例の内容について、県内各市町村で違いがあるのかとの質疑に対し、執行部から、仮に条例が定められている市町については、若干条項が多いところもある。北方警察署管内の市町については、同じ内容の条例案で定めていくよう調整をしているところであるとの答弁がありました。

1つ、第8条の経済的負担の軽減というのは、犯罪被害者等給付金に必要な応じ上乗せをすることかとの質疑に対し、執行部からは、上乗せをすることはないとの答弁がありました。

1つ、支援をするには経費が必要であるが、国・県・市、どこが負担するのかとの質疑に対し、執行部から、基本的には市が負担することになると思うとの答弁がありました。また、委員から、被害者側だけではなく加害者の家族も含めて、市民に対し厚い支援となるようにと要望がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第10号を議題といたします。

議案第10号については、産業建設委員会に付託してありましたので、村瀬委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告いたします。

議案第10号 本巣市工場立地法に基づく準則を定める条例についての審査の経過と結果の御報告をいたします。

審査は、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、この条例は特定工場における緑地帯の面積を軽減し、工場敷地の有効活用をすることが目的であるが、外部からの遮断ということを踏まえているのかとの質問に対し、執行部から、工場立地法に緑地率緩和準則があり、そのそれぞれの用途地域における下限が設けられている。その率にあわせて軽減をするものであるとの答弁がありました。

工場用地の調整池と緑地帯を兼用して有効に使用するとよいと思うが、この2つの関係はどのようになっているのかとの質問に対し、執行部からは、法律で緑地帯の中にはこの調整池を組み込むことができるようになってきているとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今回の改正では、工場の立地の条件を緩和するよにということ緑地面積を一番低いものに定めるという改正でございますよね。そうなりますと、既に完成した、例えば最近でいきますと屋井の工業団地がございますが、そこについては前の準則、100分の25以上という規定で整備がされたということ理理解してよろしいですか。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

ちょっともう一遍、済みません。

○9番（黒田芳弘君）

今回、進出する企業の条件を緩和するということ、緑地面積の基準を下げるという概要ですね、これを読みますと、最近でいきますと、本市におきましては屋井の工業団地が開発されたわけで、既に稼働されておりますが、その開発に関しましては旧の100分の25以上という規定で整備がされたということ理理解をすればよろしいですか。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

そのとおりだと思います。

今度新しく改正されたということですので、これからですね。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第11号から日程第8 議案第14号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第11号から日程第8、議案第14号までを一括議題といたします。

議案第11号から議案第14号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、大西委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、報告をいたします。

議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、執行部からの補足説明はなく質疑を行いました。

委員からは、1つ、費用弁償は1回につき2,500円を支給することになるが、火災等の場合に徹夜で現場を見守る場合はどうなるのかとの質疑に対し、執行部から、基本的には1回であるとの答弁がありました。

1つ、火災と水害では消防団員の服装が違うのかとの質疑に対し、執行部から、服装は同じで、支給してある半長靴を使用していただく。団から必要であるとされた資材については、市で購入し、支給することになるとの答弁がありました。

1つ、山林火災の場合は、山を登ったり下ったりして団員に負担となるが、費用弁償の見直しはできないのかとの質疑に対し、執行部から、災害の種別によって費用弁償を定めることは、現在のところ考えていないとの答弁がありました。

1つ、消防団員の操法訓練が過剰になっていることが危惧される。この点どのように考えているのかとの質疑に対し、執行部から、訓練の内容についてはそれぞれ分団でお決めいただくことであるが、そういった意見があったことも団にお伝えしたいとの答弁がありました。

1つ、費用弁償を2,500円に引き上げた理由は、その訓練等の回数、上限を40回とした理由はどの質疑に対し、執行部から、費用弁償の引き上げについては、今年度から岐阜市に消防を委託したことによるもので、岐阜市の費用弁償の額の2,500円と同様にするというものであります。また、訓練等の回数の上限を45回から40回に引き下げた理由については、消防団員に対する負担軽減という意味であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告といたします。

議案第12号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

委員から、1つ、4月から60名の職員が岐阜市職員となるが、階級や給与面はどのようになるのかとの質疑に対し、執行部から、待遇面については不公平がないようにということで、岐阜市の職

員と同様になると聞いているとの答弁がありました。

1つ、身分が岐阜市職員になるということで、今回退職される方は見えるのかとの質疑に対し、執行部から、今のところ退職される職員はいないとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第13号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

委員から、1つ、三六協定については具体的にどの部署・部門から進めていくのかとの質疑に対し、執行部から、基本的には給食センター、幼稚園、水道事業などの現業と言われている部署を想定しているとの答弁がありました。

1つ、時間外勤務は1カ月45時間、年間360日が上限となっており、その上限に特例がある。災害時の時間外勤務は特例に該当するのかとの質疑に対し、執行部から、災害時等特殊な業務が発生した場合は、通常の業務とは別に特例として勤務時間命令を出すことになる。ただ、そういう場合は健康に配慮することになっているとの答弁がありました。

1つ、時間外勤務手当については、昼間勤務の手当と深夜勤務手当金に差があるのかとの質疑に対し、執行部から、通常的时间外勤務手当は100分の125で、深夜の時間外勤務手当は100分の150で、割り増し率がアップしているとの答弁がありました。

1つ、今回の改正の理由はどの質疑に対し、執行部から、国から示された基準に基づいて改正するものであるとの答弁がありました。

1つ、職員の勤務時間の管理方法とサービス残業の実態はないのかとの質疑に対し、執行部から、勤務時間の管理はタイムカードを使用している。また、時間外勤務は所属長の命令によって行っているが、自己研さんという意味で残って勉強している職員がいることも事実であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 本巣市非常勤職員の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員から、1つ、行政不服審査員とはどのような専門的知識を持った方が就任するのかとの質疑に対し、執行部から、審理員とは、双方の意見を聞いて仲裁を図るなど、裁判官類似の役割を担うことになる。したがって、弁護士等専門的な知識を持った方に就任をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

1つ、本巣市において行政不服審査会が開催されたことがあるのかとの質疑に対し、執行部から、今年度であるが、1件固定資産税の評価に関することで行政不服審査が出ている。現在、審査員を職員にお願いして進めている状況であるとの答弁がありました。

1つ、市民の方から、この制度がどの程度認識されているのかとの質疑に対し、執行部から、市

から市民に対し決定通知を出す場合に、通知書の中に決定に不服のある場合は申し出るようにとの記載をしている。それをもって周知としているとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今回の改正趣旨を見ますと、額を増額することにより団員の処遇改善を行い、現役団員の継続意欲の向上と新入団員の確保につなげるものということにして理由が書いてありますが、私は決して消防団員の皆様方には金額でどうのこうのということはないということを信じておりますが、先ほどの委員長報告にありました委員からの質問によりますと、この2,500円というのは岐阜市の消防団に合わせたということでしたが、私は岐阜市の消防団の状況については掌握はしておりませんが、本市と比べた場合、やっぱり岐阜市というのは人口がたくさんいて、そういった条件、本市みたいな小さなまち、また中山間地を抱えるまちとは消防団員の入団とか確保については大分差があると思うんですね。

そこで、岐阜市の2,500円に今回合わせたということが先ほどあったので、そうなりますと、私はまだ2,500円でも足りないというふうに、消防団の任務からすると思っておるわけでございます。そうなりますと、岐阜市の2,500円に合わせたということになりますと、今後岐阜市が上げない限りは上げていけないというふうにもとられるわけでございますが、その点については何かありませんでしたか。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

現状におきましては、岐阜市に委託業務をお願いしておるという状況で、岐阜市に合わせていくと。そんなことから消防団員についても2,000円から2,500円に合わせたわけですけど、先ほどのいろんなところで報告いたしましたけど、本巣市においては山林とかいろんなことがあったり、また水防とかそういう環境も出てくるということもありますけど、それなりにいろんなことで配慮してやっていこうとしているおることも事実でありますので、執行部からの答弁においてもそういうことがいろんな場面に出てきておりますので、あくまでも岐阜市に合わせてますけど、本巣市は本巣市なりにしっかりとした対応をしていくということが全般の本巣市の姿勢かなと、そんなふうに思います。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

委員長からは答弁いただきましたけれども、やはり幾らそれに消防が広域で一本化されたといっても、消防団員の確保というものは各市町がやっていくということには変わりありません。そうなりますと、やはり岐阜市の状況にとらわれることなく、やはり本市は本市でその部分は条件の見直しはやっていただきたいと。条件が違うのでやっていただきたいということを執行部には要望しておきます。

○議長（鰐本規之君）

要望ですね。

○9番（黒田芳弘君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第15号及び日程第10 議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鏑本規之君）

日程第9、議案第15号及び日程第10、議案第16号を一括議題といたします。

議案第15号及び議案第16号については、産業建設委員会に付託してありましたので、村瀬委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告させていただきます。

議案第15号 本巢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をさせていただきます。

続いて、議案第16号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員から、条例の条文中、第39条第8号のうち、水道環境を削除するとあるが、どのようなことかとの質疑に対し、執行部から、水道環境という文言の削除については、技術士法施行規則の改正に基づくもので、水道環境が以前からあった水道及び工業用水道に統合されることになったことによるものであるとの答弁がありました。

また、条文中、第39条と40条に専門職大学を加えるということであるが、法律の改正に伴い加えなければいけないということかとの質疑に対し、執行部からそのとおりであるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

条例の概要をみますと、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、水道技術管理者、布設工事監督者の資格要件の整備を行うということで、下に改正内容が載っておりますが、よくわからないのは、今回の改正により本市に与える影響、例えば水道工事業者とか、今、本市にも見えるわけですが、新たに多分管理資格とかそういうものが発生するのかと思います、そういうことによってどのような影響があるかということが委員会の中では質疑されなかったのか、ざくっというとそういうことですね。

今の事業者がおるわけですが、こういった新しい資格ができたことによって、それを設けなければあかんということですね、資格要件の中に。といいますと、本市に与える影響があるのかと僕は想定するんですが、その点についてはなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

その質疑に対してはありませんでした。だから、この改正についてのお話があったということです。専門職大学ということで、あったということです。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

暫時休憩といたします。

午前9時58分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいま議案第16号の質問がありましたので、委員長、お答えをお願いいたします。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

お答えいたします。

要は専門職、業者もあれですけど、一応それだけの広い範囲になったと、職員にもそういう大学を卒業した資格を持った人が入ってもいいということやね。要は範囲が広がったということ、こちらの市として、そういうことです。

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

この概要から僕なりに理解するのは、学校教育法というのが改正になったわけですね。それによってそういった水道に関する専門職のものが広がったということで、だからこういった資格ができた。今までは、例えば建築であれば建築技術とか、土木であれば土木施工管理技士とかという資格があって、そういった持つておる人が、例えばその工事工事の技術者になって工事をやったということですよ。それが今回のやつは水道工事をやるに従って範囲が広がったというお話でございましたが、ただ施工業者がこういった資格は必須になってきたというふうに理解を、違うんですか。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

これは業者のほうではなくて、市の職員のほうです。職員のほうが、この大学の人が専門職で入ってもいいということになったというようなことだと私は思っています。

○9番（黒田芳弘君）

わかりました、結構です。

僕が心配しております、そういった本市の業者とか水道業者に与える影響はないというふうに理

解していいですね。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

業者のほうは、業者の……。

○9番（黒田芳弘君）

ないということですね、わかりました。

○議長（鰐本規之君）

16号について、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、15号についての質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

議案第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号を議題といたします。

改めて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第30号から日程第17 議案第36号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第11、議案第30号 平成31年度本巣市一般会計予算についてから日程第17、議案第36号 平成31年度本巣市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第30号から議案第36号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、瀬川委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

それでは、報告をさせていただきます。

議案第30号から議案第36号までについて、審査の経過と結果について報告をいたします。

各議案は各分科会において審査をした後、18日開催の委員会において質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について御報告いたします。

最初に、議案第30号 平成31年度本巣市一般会計予算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

文教福祉分科会関係では、委員から、1つ、高齢者先進安全自動車購入費補助事業では、衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い時加速制御装置をセットで2万円の補助となっている。高齢者に多いのは、ペダル踏み間違いである。セットを外した制度にならないかとの質疑に対し、執行部から、この制度のもととなる機能については国土交通省が2つの機能がついたものをサポカーとして認定している。これをもとに補助対象としているのとの答弁がありました。

1つ、敬老祝賀会対象者にもとまる商品券を贈呈しているが、今年度から欠席者に対する贈呈を廃止した。身体的に出られなかった方にも何らかの配慮が欲しいとの質疑に対して、執行部から、来年度については欠席者の商品券の贈呈を廃止することで事業の組み立てをさせていただいた。身体的に出られない方には、要望があれば社会福祉協議会と協力して福祉車両を用意したいと考えているとの答弁がありました。

1つ、自然エネルギーの将来として、小水力発電やバイオマス発電についても助成や支援を進めてもらいたいとの質疑に対して、執行部から、バイオマスや小水力事業については県の補助金がある。具体化してくれば支援を考えたいとの答弁がありました。

1つ、市内の認知症カフェの実施箇所数と補助はとの質疑に対して、執行部から、認知症カフェは現在市内では5カ所あり、今後2カ所の設立が予定されている。また、補助については設立に向けて1万円、運営補助金として1カ月2,000円であるが、今後要項を改正して1回2,000円とする予定であるとの答弁がありました。次に、認知症カフェの運営補助の1回2,000円は、近隣市町に比べると同じぐらいかとの質疑に対して、執行部から、近隣市町を参考とはしていない。独自で始めたもので、参加された方には100円を負担していただくとの答弁がありました。

1つ、埋蔵文化財について、農地を宅地等にする場合に調査が必要であるが、調査に入る前の流れを教えてほしいとの質疑に対し、執行部から、包蔵地という場所が指定されており、事前に市の予算で試掘調査を行う。埋蔵物が出てきた場合には本発掘になるが、費用は開発にかかわる業者等にお問い合わせしているとの答弁がありました。

1つ、地域支援事業については、平成30年度に比べ9%減額となっているが、理由は何かとの質疑に対し、執行部から、脳いきいき教室を大和園でできなくなったことにより、それに伴う経費が減額となったとの答弁がありました。

1つ、新婚生活支援事業については、40歳未満の夫婦を対象としているが、夫婦の一方だけが40歳未満であれば適用とはならないのかとの質問に対し、執行部から、これは国の事業であり、国は34歳までを対象としている。本巢市は独自で40歳まで引き上げているので、そのようなことは考えていないとの答弁がありました。

次に、しんせいほんの森の図書費でDVDを購入されると聞いているが、前年度の予算額と変わりがなく、この予算の中でDVDを購入されるのかとの質疑に対し、執行部から、この図書費の予算の中でDVDを購入していく予定である。本の購入冊数は多少減ってしまうが、市民の方が読んでみたいと思う本を選んでいるとの答弁がありました。

次に、中学生の広島平和研修の個人負担は幾らか、またこの事業が若狭学習の代替と聞いたが、海での学習はなくなってしまうのかとの質疑に対し、執行部から、広島平和研修は2泊3日の研修であり、個人負担は2万5,000円である。また、海の研修については3年間で1度実施するようにしているとの答弁がありました。

次に、ごみ処理について、小型家電が増加しているが、その内容が知りたいと、市民の方にインターネットを利用した不用品交換会の活用紹介をするなどして、ごみを減らす方法を検討しながら進めるとよいと思うがとの質疑に対し、執行部から、小型家電については、家電4品目以外のいろいろなものがふえている。今後は、何か減らせる方法を探しながら市民の皆さんに周知したいとの答弁がありました。

次に、糸貫地域におもちゃの修理を行っている団体がある。回収ごみの中から再利用部品を取り出すことはできないかという質問を受けたが、そういうことはできるのかできないのかとの質疑に対し、執行部から、段階的ではおもちゃという分別項目を設けていない、今後できることがあればということで調整をさせてほしいとの答弁がありました。

次に、成年後見人制度については広域で進めていきたいということであったが、その後の状況は

との質疑に対し、執行部から、広域で行うのは難しいところがある。現在、最終的に広域で行うか単独で行うか判断を検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、知的障がい者の特別支援学校卒業以降の状況について、市としてはどのように把握しているのかとの質疑に対し、執行部から、市として就業先とか全体的な人数等の把握はしていないとの答弁がありました。

次に、市内でも身体障がい者のグループがあるが、知的障がい者の方は加入していないのかとの質疑に対し、執行部から、市内に身体障がい者協会があるが、若い方はその協会に入っていないのが現状であるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設分科会の関係で報告します。

1つ、長良糸貫線について、市の工事と県の工事の区分けはどの質疑に対し、執行部から、長良糸貫線は県道でも市道でもなく都市計画道路となっており、現在本巢として西部連絡道から国道303号までの区間、北野地内の一部の区間の工事を行っている。また、県として国道157号前後の工事を行っているとの答弁がありました。

次に、昨年の台風による倒木の処理を含めた沿道修景整備を拡大して、森林環境贈与税事業の対象として実施できないかとの質疑に対し、執行部から、国から資料が届いていないのではっきりしたことは申し上げられないが、ただ樹木だけを除去することや森林整備に直接つながらないものには使えないと聞いている。また、沿道修景事業については、できるだけ県の森林環境税を活用してほしいと伺っているとの答弁がありました。

次に、木の駅未利用材搬出支援事業の実施団体とはどのような団体か、また未利用材の引き取り事業者は具体的にどこなのかとの質問に対し、執行部から、実施団体は森の駅段木の会という名称の団体が立ち上がる予定である。また、取引業者は自然応用化学を考えているとの答弁がありました。

次に、未利用材の搬出先については本巢地域の川内になっているが、根尾地域の方は遠くなる。根尾地内にも廃材処理場はあるので考えていただきたいとの質疑に対し、執行部から、廃材処理場については木の駅が事業主体となっている、この件については実施団体のほうにお話をさせていただくとの答弁がありました。

次に、未利用材は今回木だけなのか、竹は対象にならないのかとの質疑に対し、執行部から、今回の木の駅については間伐材の未利用材を想定しているとの答弁がありました。

次に、通学路のブロック等撤去改修補助事業で、ブロックは産業廃棄物になるが、費用として出してもらえるのか、周知も含めお聞きしたいとの質疑に対し、執行部から、取り壊しに係るブロック塀の処分については、見積もりの中で処分費用まで含めて提出していただき確認している。また、周知については市の補助金パンフレット、ホームページで周知することになっているとの答弁がありました。

次に、東海環状自動車道に関連し、工事発注が煩雑になっているが、入札が不成立に終わったという案件があれば教えてほしいとの質疑に対し、執行部から、市内では長良糸貫線で工事発注して

いるが、それに関連して今のところ入札が不調になったということは聞いていないとの答弁がありました。

次に、工事発注について、今後東京オリンピックにより資材を調達しにくくなるのではないかと
思う。入札後に資材が入手できない場合、工期に間に合わなくなった場合に工期を延長するなど、
業者に対する無理のない配慮ができるのかとの質疑に対し、執行部から、今年度は台風等により被
害もあり、コンクリート不足が生じ、何本か工事の繰り越しをかせかせていただいた状況である。
市としてもコンクリート二次製品を使う工事についてはなるべく早く準備をしたいと考えていると
の答弁がありました。

次に、住宅リフォーム助成事業で、改造する人が申請することになっているが、事業者が委託を
受けてもいいようになっているのかとの質疑に対し、執行部から、申請については所有者の方から
いただくことを基本としている。委任状については今のところっていない。事業者の方が申請者
にかわって申請者の名前をもって申請され、多くの方が利用されているとの答弁がありました。

次に、元気な農産地構造改革支援事業として、イチゴを本巢市の特産という位置づけにして売り
出してはどうかとの質疑に対し、執行部から、イチゴ振興会でGAP認証を検討している。GAP
の認証を受けることによって品質の向上、安心・安全な農産物の形ができ、本巢市のブランド力
がつくということであるので、市としては支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、元気な農業産地構造改革支援事業の実績を見ると、JAとか法人経営体となっており、新
規就農者になっている。実際には個人の担い手とか新規就農以外の実績はないのかとの質疑に対し、
執行部から、事業者については認定農業者であるので、個人でも認定労働者であれば対象になる。
JAが多いということであるが、JAが活用する場合は新規就農者に対してJAが設備を貸すとい
うことでやっているとの答弁がありました。

次に、競争力強化生産総合対策条件整備事業は、集出荷場にイチゴとトマトの集出荷ライン設備
を入れて体制づくりを行い、ブランド化を図るとよいと思うが、そのためには品質の一定化を行う
必要がある。糖度計等を設置するのはどうかとの質疑に対し、執行部から、この事業としてイチゴ
とトマトの集出荷ライン設備を入れて体制づくりを行う予定であるが、現在イチゴに適した糖度計
がないと聞いており、今回の導入は難しいとの答弁がありました。

次に、経営体育成支援事業について、育成を支援される経営体がどれだけあり、新規農業者とし
ての届け出はどのくらいあるのか。また、補助金を受けているが適正な管理がされているのか。ま
た、本巢市の特産になるよう支援をしていくことが必要であると思われるが、そういう体制を考え
ているのかとの質疑に対し、執行部から、支援を受ける経営体については認定農業者が大半であり、
市全体としては48経営体であり、新規就農者の届出者は13名である。また、特産品の販売拡大につ
いては補助事業であるが、農産物の銘柄確立のPR、消費拡大などに対しては農産物消費拡大事業
補助金により支援をしているとの答弁がありました。

次に、支援を受け購入された耕作用機械については、各経営体で管理されていると思うが、途中
で管理を断念されたということはないのかとの質疑に対し、執行部から、現在そういう状況は把握

していないとの答弁がありました。

次に、山林の荒廃ということで、前年の台風の被害箇所の復旧計画はとの質疑に対し、執行部から、大規模な倒木は県のほうで治山事業を実施していただくよう要望している。人家周辺の大規模なものは、里山林整備事業を使用し復旧をしている。また、里山でないところは、国・県の補助事業で林業事業体が主体となり、倒木の処理と植栽を行っているとの答弁がありました。

次に、橋梁修繕点検事業については今回2巡目であるが、前回の調査の結果を受け、効率化されているのか。この間に修繕されている橋についても、5年というサイクルで行っていくのかとの質疑に対し、執行部から、橋梁点検については、ことは1巡目が終わる。2巡目も同じように目視と打音等の検査を実施していく予定である。この点検は法定点検であり、5年のサイクル内にもう一度点検を実施することになっているとの答弁がありました。

次に、企業立地促進奨励金交付事業の誘致奨励金と雇用奨励金の内訳と、昨年度に比べて増額している理由はとの質疑に対し、執行部から、誘致奨励金は1億1,876万6,000円で、雇用奨励金は120万である。また、新たな事業所は5事業所あるので、昨年度より増加しているとの答弁がありました。

次に、市道真正1007号線整備事業について、浅木地区から岐阜関ヶ原線に通じる道路の測量設計を実施するということであるが、これは縦道だけの設計で横道は計画されていないがとの質疑に対し、執行部から、この事業は事業費がかさむので10年ほどを目途に進めている。半分に分け、最初5年間は岐阜関ヶ原線から縦道の計画をしている。その後、引き続き残りの部分を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

続きまして、総務企画分科会関係の報告をさせていただきます。

1つ、未利用施設等解体撤去事業について、旧本巣教員住宅、旧長嶺小学校北舎、本巣合同庁舎の3つの施設が解体されるが、このほかの未利用土地についてもあわせて有効活用ができるようにすべきであるが、そういった検討はされているのかという質疑に対し、執行部から、市内には有効活用されていない普通財産が幾つかある。毎年鑑定評価をかけて、その処分が整った段階で公売にかけていくということを順次進めているとの答弁がありました。

次に、執行部の公用車は、現在市長の専用公用車である。教育長についても出かけられることが多くなっているが、専用公用車については考えているのかとの質疑に対し、執行部から、教育長の専用車はないので、通常の公用車を利用してもらっているとの答弁がありました。

次に、地区公園の整備事業補助金で220万9,000円が予算化されている。現在、自治会のほうでブランコ等の使用禁止の遊具を見かけるが、それらに対する補助金なのかとの質疑に対し、執行部から、地区公園の補助金については今年度から始めたものであり、来年度は希望される自治会に対して一部の遊具の撤去、新設、改修等について補助するものである。補助額は、撤去費用については10分の10、修繕・新設については2分の1、点検費用については初回が10分の10、2回目以降は2分の1以内であるとの答弁がありました。

次に、デマンド交通について、昨年3月の定例会で平成30年度に公共交通連携計画の中で整備に

努めると回答されているが、その後の状況はどの質問に対し、執行部から、今年度計画の素案はできた。その素案を踏まえ、来年度はデマンド交通を含めたニーズ調査を実施し、最終的な公共交通計画を作成したいとの答弁がありました。

次に、平成32年度会計年度任用職員の制度が始まるが、通勤手当についての考えはどの質疑に対し、執行部から、任用職員には支給できる職員、できない職員がいる。国の基準に合わせて対応していきたいとの答弁がありました。

次に、移住・定住促進事業に東京圏から移住支援事業が加わったが、要件にあるマッチング企業とはどのようなものなのか。何人分の補助を見込んで予算計上しているのか。また、市の住宅補助金をあわせてもらうことはできるのかとの質疑に対し、執行部から、補助対象は県にマッチング企業として登録した企業に就職した場合である。見込んでいる補助人数は2人である。また、市の住宅補助金と合わせることは可能であるとの答弁がありました。

次に、総合学習本県学推進事業で、4校の高校生を対象に啓発冊子を配付することであるが、就職される方が少ない中で効果があるのかとの質疑に対し、執行部から、単に冊子を配るだけでなく、キャリア教育という中で冊子を使い、市のPR、もしくは事業所の紹介をさせていただいているとの答弁がありました。

次に、自治会では消防団員の確保に苦慮している。団員数の削減は可能かとの質疑に対し、執行部から、消防団員数は国の基準で市全体では336人が必要となるが、北部地域では細かい単位で積載車を配置していることにより整備を行い、現在275人を定数としている。団員数については、必ずしも削減できる状況ではないと考えているとの答弁がありました。

次に、ホームページリニューアル事業で、効果に職員がみずから作成できるものがあるが、どのような形で作成するのかとの質疑に対し、執行部から、従来であれば秘書広報課のほうで業者委託をしていたものを新しいシステムでは新たに自分たちでつくることのできるため、今より早くその場で改正できるようになるとの答弁がありました。

次に、ホームページのリニューアルで、SNSの連携機能を搭載するとあり、フェイスブックとツイッターとあるが、インスタグラムだけをやればフェイスブックとツイッターと連動し、効率が高くなるかと考えるかとの質疑に対し、執行部から、インスタグラムなど新しい機能についても今後調整、研究して、導入できるものがあれば導入していきたいとの答弁がありました。

次に、市役所で受け入れるべき電子化の申告書はどのくらい受け入れられているのか、また効果はどの質問に対し、執行部から、電子申告についてはeLTAXという法人市民税、固定資産税の償却資産、給与支払報告書が電子で送信されている。電子化により我々の処理も簡単になっているとの答弁がありました。

次に、市役所の電気の契約について伺いたいとの質疑に対し、執行部から、電気の契約については、公共施設のうち大規模な公共施設について一定の電気料金にメリットがあるということから、民間の電気会社と入札により契約しているとの答弁がありました。

次に、確定申告について、ことしからモレラ岐阜での統合会場となったが、このような方向とな

った理由をお聞かせいただきたいとの質疑に対し、執行部から、ことしから全国的に電子化によるe-Taxでの対応となり、利用者識別番号が必要となった。そのため職員数に不足を生じることになったため、統合させていただいた。また、昨年までは各会場の来場者に波があり、効率が悪かったことも理由である。今後はことしの課題を踏まえ、迷惑をかけないように改善していきたいとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告すべき意見はありませんでした。

以上が議案第30号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第31号 平成31年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、国民健康保険基金の残高はとの質疑に対し、執行部から、6億404万円であるとの答弁がありました。

次に、基金残高が多いが、国保税を下げれば収納率も上がるのではないかとの質疑に対し、執行部から、基金は合併時に資金が足りないということで一般会計から繰り入れて積み立てたものが4億3,000万円である。決して被保険者から集めたものを積み立てたものではない。また、今年度から県の単一化により県が示した標準の保険料率に基づき、市町村で税率を決定することになる。今後状況を見ながら税率を決めていきたいとの答弁がありました。

次に、健康保険の被保険者が退職され、任意継続を経て国保に加入される。そういった方は増加の傾向なのかとの質疑に対して、執行部から、今のところ国保加入者は減ってきているが、これは社会保障の関係による減であり、高齢による加入者は一定の人数であると考えているとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告する意見はありませんでした。

以上、議案第31号について審査経過の内容でございます。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第32号 平成31年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換における意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第33号 平成31年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、企業誘致造成事業は、積極的に企業を誘致されているのか、それとも来たい企業があれば受け入れるのか聞きたいとの質問に対し、執行部からは、本巣市は都市計画の見直しを行い、6カ所の企業誘致候補を選んでいる。この候補地に企業が来たい場合は、来ていただけるよう積極的に進めているとの答弁がありました。

次に、岐阜県の成長産業が指定されているが、そういった企業を優先的に誘致するなど企業選定

計画をされる予定はないのかとの質疑に対し、執行部から、市としてはオーダーメイド型で進めているということであるが、今既存の企業が他市町に流出しないということが課題であると考えている。発信はしているが、県が進めている成長産業企業からの引き合いは今のところない状況であるが、今後問い合わせがあればオーダーメイド型で企業の要望を聞きながら進めていきたいと答弁されました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告すべき意見はありませんでした。

以上が議案第33号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第34号 平成31年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第35号 平成31年度本巣市公共下水道特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 平成31年度本巣市水道事業会計予算についてでございます。

最初に、議案に対する質疑がございました。

委員から、水道事業会計の長期前受け金収益の計上タイミングと流動資産の未収金の内容、そして貸倒引当金の計上方法はとの質疑に対し、執行部から、長期前受け金の収益化については、国庫補助金や工事負担金などを財源として充てた工事の耐用年数に応じ順次行っている。未収金については、会計処理上一度給水収益という未収金の勘定科目を使用して、未収金を現金で受けるという仕訳を行う。貸倒引当金については、不納欠損に備え毎年10万円ずつ積み立てているとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告すべき意見はありませんでした。

以上が議案第36号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第30号 平成31年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

7番 堀部好秀議員に申し上げます。議案第30号については、堀部議員に直接関係する案件が含まれていますので、議長として堀部議員に退席を求めます。

○7番（堀部好秀君）

議長、よろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

はい、どうぞ。

○7番（堀部好秀君）

その必要を認めませんので、お断りを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

はい。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号 平成31年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

今回のこの国保の予算について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

日本共産党は、これまでも国保に対しては高過ぎる国保料が住民の暮らしを圧迫し、多くの滞納者を生み出して、保険証の取り上げや差し押さえなど悲惨な事態を引き起こしていることを国政・地方政治の大問題として追及しております。国保に対する加入者の所得が低い人ほど保険料が高い、この矛盾が深刻化する中で、高過ぎる国保税が低所得者の世帯を苦しめ、生活に困窮する人が医療を受ける権利を奪われる事態が起こっております。

国保料を協会けんぽ並みに引き下げるという今回のこの提案は、1兆円の公費投入増により国保

税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるといふこの提案は、全国知事会の2014年度の中で要望されております。これを踏まえ、私は今回のこの予算に反対する立場として、議員の皆様には熟慮され、反対に賛同していただけるようお願いをし、今回の私の反対の討論といたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

私は、この議案に対しまして賛成の立場から討論に参加いたしますが、共産党が言われる主張は、ずうっと前から同じ主張をされております。本市におきましては、この国保に関しましては私も国保の運営委員会等にも派遣をされまして、ずうっと携わってまいりましたが、今、澤村議員のほうから高過ぎる国保保険料という文言がございましたが、何を根拠にそれを言われているのかということとは私は全く理解ができません。

本市の国保におきましては、近隣の市町に比べまして、また県に相対いたしましても決して高くはない。むしろ安いほうだということでもあります。加えて、本市においては疫病とかがはやったときにこういった国保の人を助けるという意味で基金も合併時に積んで、先ほど報告が委員長からありましたように6億という基金まで達して、そういった特殊なときには手当てができるというようなちゃんとした運営がされております。

したがって、保険税といったものは、あくまでも基本は受益者負担というものが基本にございまして、何も今澤村議員が言われたことに本市はおろそかにしているということは、基金の積み立てを見てもそういうことはないとは私は確信をしております、本議案に対しましては賛成としたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第32号 平成31年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第33号 平成31年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第34号 平成31年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号 平成31年度本巣市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号 平成31年度本巣市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 報告第2号及び日程第19 報告第3号（上程・説明）

○議長（鏑本規之君）

日程第18、報告第2号及び日程第19 報告第3号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の傾きによる事故に係る損害賠償）でございます。

平成30年8月23日に本巣市上真桑地内の市道真正3081号線で発生した物損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の報告について（本巣幼稚園内での事故に係る損害賠償）でございます。

平成30年12月21日午前9時30分ごろに本巣市曾井中島1429番地2本巣市立本巣幼稚園内において発生した事故につきまして、地方自治法180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

以上、2件の報告の詳細につきましては、報告第2号は総務部長から、報告第3号は健康福祉部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

報告第2号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成30年8月23日、本巣市上真桑地内の市道真正3081号線、岐阜高専の南の東西の道路と樽見鉄道の踏切の西側のあたりでございますが、ここを相手方車両、4トントラックが西進しておりましたところ、市が設置する防犯灯の支柱が傾いていたことによりまして、この防犯灯の引き込み線が市道を横断する形で垂れ下がり、十分な地上高4.5メートルを確保しておらず、当該車両が通過する際に車両上部にひっかかり損傷を与えたものでございます。

なお、この防犯灯の支柱が傾いた理由につきましては、老朽化等によりまして風等によるものなのか、第三者による故意なのか等が考えられますが、いずれも調査いたしましたので、この要因を特定することには至りませんでした。

次に、相手方でございますが、岐阜県本巣郡北方町高屋1105番地の有限会社大野園芸でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償額13万5,000円、修繕費でございますが、これを支

払い、双方本件事故に関しまして、その他債権債務がないことを確認するものでございます。

損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険より対応するものでございます。なお、過失の割合につきましては、市が50%、相手方が50%というものでございます。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、報告第3号の補足説明を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、報告第3号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の4ページ、専決処分書をお開きください。

相手方は、本巣市曾井中島372番地ボンジュールA202号、溝口琉綺、5歳の男児でございます。親権者は、溝口康規氏でございます。

事故の概要でございますが、平成30年12月21日午前9時30分ごろ、本巣市曾井中島1429番地2の本巣市立本巣幼稚園の園庭におきましてドッジボールをしていた際、同じコートにいた他の園児と接触し、着用していた眼鏡のフレームが破損して使用できなくなったものでございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金4,800円を支払い、双方一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険より対応するものでございますが、過失の割合につきましては、市が100%というものでございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

日程第20 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第20、発議第1号 企業用地造成事業の推進に関する決議を議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

この議案につきましては、対象事業の土地地権者の中に私の親族が含まれております。地方自治法第117条の規定により退席させていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいま、高田浩視君より退席したい旨の申し出がありました。議長として退席を認めます。

〔3番 高田浩視君 退場〕

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

それでは、ただいま議題となっております発議第1号 企業用地造成事業の推進に関する決議(案)の趣旨説明を申し上げます。

平成の大合併により本巣市が誕生し、15年という節目の年を迎えました。行財政改革が取り組まれ、地方自治体の効率化が進む一方で、合併特例法により合併して自治体の規模が大きくなっても交付税を減らさない地方交付税の優遇措置特例が期限を迎え、この地方交付税が減額となります。

これからの地方自治体は、国に頼り切らない財政基盤の確立が必要で、自主財源の確保に向けた取り組みの重要性はさらに高まってまいります。

本市の新年度当初予算では、地方交付税は前年度比率1億7,000万円余りの減額となり、国が進める経済政策アベノミクスがまだまだ地方にまで届いていないのか、市民税についても前年度比5,600万円余りの減額となっております。その一方で、固定資産税については、新築家屋、商業施設に合わせ、完成した屋井工業団地の償却資産など合計で前年度比2億6,300万円余りの増となっており、市民税、地方交付税の減額を補って余る貴重な自主財源となっております。企業誘致や既存企業の工場拡張は、固定資産税のみならず、市民の雇用拡大や地域経済の活性化など幅広い効果があります。加えて、東海環状インターチェンジ開通を間近に控えた今は、その絶対的なチャンスであり、早期に企業団地造成事業を促進されることを望み、本巣市議会として決議するものであります。

以上、本決議案の趣旨説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

提案者に対する質疑を行います。

この企業用地造成産業誘導地区の企業用地造成に私は反対するものではありませんが、今定例会で減額補正が上程されました。市からは、この問題は地元の調整に時間を要する、一旦休止し、今後も引き続き努力し調整を図っていく旨の説明を受け、減額補正予算が全会一致で可決をされております。

問題点があれば、減額補正予算の可決前に附帯決議を行うべきであります。その後において、議会の事実行為的な意思表示を対外的に表明する議会の意思形成のための決議を求める議員発議の議案の提出がございました。この決議文を熟読しますと、特定の企業用地造成に係る問題で、特定した企業、土地に係る問題と解釈がされると思われれます。この決議を地元住民がどのように解釈をされるかにより、この開発にリスクを負うことも考えられます。

また、引き続き市としては調整を図っていくと説明をしております。この決議文が、現段階では

私は拙速と思われるが、決議を求めるのであれば、計画中の温井の産業誘導地区一帯の企業誘致を推進し、造成計画を進める決議が妥当と考えます。

このことにつきまして、提案者はどのようにお考えですか。

○9番（黒田芳弘君）

私は今のこの提案に対する趣旨説明で申し上げましたとおり、本市においてはこれからは自主財源となる市税、固定資産税といった収入は絶対的に確保していかないとというのが大前提でございます。したがって、今、高速道路、東海環状インターチェンジの開通を間近に控えて、この時期に今すぐやらなければならない事業だというふうに、前からこれは強く思っているところであります。

趣旨といたしましては、この企業の誘致と工場の造成を早期に進めるべきである。今だから進めなければならないということが本来のこの理由でございます。その中に、今、道下議員が言われた一部の特定した地域を指すものが文章にあるということでございますが、こういった決議案を出すについては、普通に順調にこれが行っていられば、何もこんなことは出す必要はない。また、出すべきものではありません。そういった決議案を出す理由の中に、こういったことが含まれておる。これは今定例会の初日、全協の場で産業建設部長のほうからこのいきさつについては詳細にこの議会に説明があったということを確認しております、それを受けて、その促進に向けての決議を議会としてやるべきだということでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

産業誘導地域全体の推進を求めるということは、御理解をいたします。そうであるなら、この決議文では、現在調整中の当該造成地の議会の決議による地元住民がどのように解釈されるか。そのことによりまして、開発に、先ほど申しましたようにリスクを伴うことも考えられる。そういうことと、また引き続き市としては調整を図っていくと説明しております。そうしたことから、この決議案を私は取り下げさせていただくか、もしくはこの2点についての文言の修正・削除をやっていただきたい。そのことは提案者としてどのように考えられますか。

○9番（黒田芳弘君）

私もこの決議案を出すに当たって、3名の方から賛成者として御理解を賜っておりますので、今、道下議員が言われたことについてはその3名の方と御相談をしたいと思いますので、しばしの時間をいただきたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩をします。

午前11時28分 休憩

○議長（鐔本規之君）

休憩前に続き、会議を再開いたします。

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ただいま休憩をいただきまして、賛成者の3名の方と御協議をさせていただきました。出させていただきました決議案につきましては、道下議員からは特定の場所を指すということによって市民に与える影響がということがございましたが、そもそも決議案というものは何か理由があつて出すと。順調に造成事業が本市として行っていれば、これはそもそも出す必要がないということで、その理由としてやはりここまでの文言は必要ではないかという結論に至りまして、取り下げることはいたしません。このままお願いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

今回のこの事業の進め方について、住民の方の意見から二転三転したということをちょっと聞いておるんですが、そもそもこの自治会と住民の意見を後から聞いたのか、この案が出てから説明したのか、なおざりにされているんじゃないかという部分が少し気になりますので、こういう事業の進め方として、やはり地元住民の立場というか、意見を慎重に聞いて進めれば、こういう問題は起きなかったんじゃないかということを少し思います。それで、今後のこういう事業の進め方について、一言、住民の意見第一ということで進めていただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

そもそも私どもは、そういったちまたのうわさ話とかそういったものをもとにしてこの決議案を出したわけではございません。あくまでも初日に産業建設部長からいただいた、この件につきまして詳細な説明をもとに、これを出すべきではないかということに至ったわけでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

私は先ほど、修正または削除を求めました。その理由といたしましては、やはりこの文言としては、まだ特定される文言が入っている。そうしたものを、住民がどう解釈するかということで、開発にリスクを負うか負わないかはわかりませんが、そういうリスクも発生するということと、この温井地域全体の産業誘導地域を開発することは、これはやっていたかかないか問題で、この全体のことを決議されるならわかりますけど、それと2点目は、市側からは減額補正予算で説明があり、引き続き調整に努力すると説明をいたしております。この文言も努力・推進という文言が入っておりますが、ここをさらに強調すると、強調文を用いる、そういう挿入の仕方を求めたわけですけど、修正は行わないということですので反対討論をいたします。

決議といたしますのは、議会の事実行為的な意思表示を対外的に表明する意思形成行為でございます。その目的といたしましては、やはり政治的効果を狙うのが決議でございます。この決議文を熟読しますと、特定の企業用地造成に係る問題で、特定した企業・土地に係る問題と解説されると私は考えます。

また、今定例会で、先ほど申しましたように市は引き続き努力・調整をしていく説明を受け、減額補正予算を全会一致で可決をいたしております。また、議会の決議を地元住民がどのように考えるかということによって、これからの開発にリスクを負うということも考えられます。そういった決議でございますので、2点の文言の削除・修正が行われないうことでございますので、この本決議には反対し、反対討論といたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対の討論がありましたので、賛成をさせていただきます。

この決議案の中に、造成予定地内にある市道の廃止の諸問題とかそういうことがありますが、反対者の方はこれが特定されるということをおっしゃったと思いますが、そしてまた地元の意見というこ

とも言われました。私も近くに住んでおまして、地元の方とお知り合いがたくさんおまして、その中でも早く進めてほしいという方も見えますし、その市道の廃止についてはさほど問題ないと、そういう方の意見も聞いております。そこの地元の自治会がいろいろ少数の方に気を遣って前へ進めなかったというような事情も聞いております。

今回の発議につきましては、多分企業誘致の一般論として言ってみえる、その中の例として1つ上げてみえるということなんで、東海環状自動車道が2024年までには全線開通の見通しとされている中、この本巢市においてはインターチェンジ周辺の投資が見込まれるなど、先ほど提案者からありましたように、ここ数年が本当にチャンスだと私も考えております。今回のオーダーメイド型の企業用地造成事業なら、市にとっても負担が少なく、堅実に企業誘致ができ、市が進める企業用地造成事業で企業の増設や新たな企業が進出されれば、将来にわたって自主財源が確保でき、持続可能な財政運営を図る上で本当に重要なことと考えております。地元や地権者、企業側と十分話し合っ、市はこのチャンスを逃すことなく進めていただき、さらにこの事業を進めていっていただきたいということを要望しながら、賛成討論とさせていただきます。皆様方にはよろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

企業誘致、そして人口増のためには、必要不可欠なことだと思います。そこで、地域の住民と企業が仲よくやっ、ていける、そして地元雇用につながるということであれば大いに賛成なんですありますが、その仲よくするとか、そもそも論なんですけど、誘致して地元の人に多少なりともリスクなり生活しづらくなるという部分があるからこういうことが起きるのではないかと思います。そこで、やはり行政としての進め方として、地元の説明なり、地元住民の心が通う、そういう進め方でこういう事業を進めていけば、こういうトラブルもなく円滑に進むのではないかと思います。今回のこの提案に対して少し反対の討論とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 河村志信君。

○5番（河村志信君）

賛成の立場でちょっと発言させていただきます。

大きな問題ですけど、2040年問題ということで日本の人口がこれから減少していくと。少子化であり、過疎化はさらなる加速が予測されています。世界でもまれに見る日本の高度成長もピークが

過ぎ、グローバルな企業競争の中で日本企業は苦戦を強いられていると。さらなる人口減の中で働く方も減り、岐阜県での求人倍率は2人に対して1という厳しい現実がございます。

2019年に開通が予測されています大野神戸インター、本市においても2024年を計画に（仮称）糸貫インターの開通も今後本県にとっては大きな追い風になると思われまます。本県市に多くの企業が進出し、雇用が生まれ、固定資産税等の税収も見込まれると。特に昨今の問題として、若者の都市部への流出、働く場所がない、希望の職種がない、魅力的な職場がないというのが大きな理由と思われまます。地元の若い方々が親元であり地元で働く場所があり、地元に住み、子育てをする時間がとれ、また親の介護等もとるには、企業の誘致進出というのは非常に重要と考えております。もちろん市民の方の思い、市民の生活・権利が第一でありますので、オーダーメイド型の企業用地確保の課題も確かに感じるところがございます。十分な議論であり、説明責任を経てのことであることが重要であると思ひます。目先のデメリットだけに目を奪われるのではなく、10年、20年、30年先の本県市の企業進出による雇用拡大に期待するものでござひます。

今後の企業誘致をにらみ、企業用地造成事業の推進に一議員として賛成の意見を述べさせていただきます。十分に住民の方ともコンセンサスとひいましょうか、そういうものだけは慎重にやっひていただき、企業誘致がうまくいくことを願って賛成討論を終わります。以上です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ただいま賛成・反対の方が同数でありましたので、反対の方の確認をしたいと思ひますので、反対の方の起立を求めます。

〔反対者起立〕

反対者7名といたします。

可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

発議第1号については、議長は賛成としますので、可決と採決します。以上。

発議第1号の審議が終了しましたので、高田浩視君の入場を許可します。

〔3番 高田浩視君 入場〕

閉会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しました。

これもちまして、平成31年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。26日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後0時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 堀 部 好 秀

署 名 議 員 黒 田 芳 弘